

都道府県医師会、郡市区医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
笹本 洋一

HPV ワクチンに関する 10 月以降の接種スケジュールについて

今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）宛標記に係る事務連絡がなされ、本会に対しても周知方依頼がありました。

ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種については、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方に対して従来の対象年齢を超えて行う接種（キャッチアップ接種）の実施期間が令和 7 年 3 月 31 日までとされております。

本件は、今後のキャッチアップ接種の取扱いについて、各自治体から照会があった内容を情報提供するもので、標準的な接種方法をとることができない場合 4 価及び 9 価ワクチンについては最短 4 か月で接種を完了する方法が示されており、当該ワクチンを令和 6 年度中に 3 回の接種を完了する場合は今年の 11 月末までの接種開始を検討するよう記載されております。

また、キャッチアップ接種の期間である令和 7 年 3 月 31 日までの間であれば、3 回目までの接種を完了できるかどうかにかかわらず、対象者に行った接種分については定期接種として取り扱って差し支えないとされております。

なお、本会においては、接種で使用するワクチンについて、製造販売業者より出荷制限を実施している旨の公表がなされている現状を踏まえ、厚生労働省に対し、接種を実施する医療機関へ必要とするワクチンが十分に供給されるよう、強く申し入れを行っております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、自治体への働きかけ、会員や接種対象者への情報提供、啓発活動等の接種促進に向けた協力方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

厚生労働省 HP HPV ワクチンに関する広報について：

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou19/kouhou.html>

（参考 日本医師会 HP）

ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種及び子宮頸がん：

<https://www.med.or.jp/people/health/kansen/011756.html>

ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種及び子宮頸がん【医師向け】：

<https://www.med.or.jp/doctor/kansen/hpv/011765.html>

※厚生労働省文書は文書管理システムへ掲載いたします。